

## 山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山鹿市建築物耐震改修促進計画に基づいて特定の建築物の耐震診断を行う者に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平24告示19・一部改正）

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山鹿市建築物耐震改修促進計画 本市が定める建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画をいう。
- (2) 耐震診断 地震に対する安全性の評価（市長が別に定める方法により行うものに限る。）をいう。
- (3) 戸建木造住宅 専ら人の居住の用に供する木造の建築物又は人の居住の用に供する部分及び店舗等事業の用に供する部分を有する木造の建築物でその延べ面積の2分の1以上が人の居住の用に供されるものであって、昭和56年5月31日以前に軸組構法による建築の工事に着手された市内に存する住宅で地階を除く階数が2以下のものをいう。ただし、共同住宅の用に供する建築物を除く。
- (4) 緊急輸送道路 建築物が地震によって倒壊した場合において、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、その敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路として山鹿市建築物耐震改修促進計画において定められた道路をいう。

（平24告示19・平26告示61・一部改正）

### (補助の対象)

第3条 補助の対象とする建築物の耐震診断は、次のとおりとする。

- (1) 山鹿市建築物耐震改修促進計画に基づいて実施される戸建木造住宅の耐震診断（以下「戸建木造住宅耐震診断」という。）
- (2) 山鹿市建築物耐震改修促進計画に基づいて実施される次のいずれかに該当する建築物の耐震診断（以下「緊急輸送道路沿道建築物耐震診断」という。）
  - ア 次のいずれにも該当する建築物
    - (ア) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手された建築物
    - (イ) その敷地が緊急輸送道路に接する建築物で建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条に規定する建築物に該当するもの
    - イ その敷地が緊急輸送道路に接する建築物のうち、地震によって倒壊した場合において、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして市長が認めるもの

2 前項に規定するもののほか、同項各号に掲げる耐震診断は、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

(1) 戸建木造住宅耐震診断 次に掲げる全ての要件

- ア 市内の建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士又は木造建築士の資格を有する者に委託して行うものであること。
- イ 市内に住所を有する者が行うものであること。
- ウ 市税を滞納していない者が行うものであること。
- エ 戸建木造住宅の所有者（所有者が2人以上ある戸建木造住宅にあつては、耐震診断を行おうとする所有者以外の所有者全員の承諾を得た者に限る。）又は居住者（当該戸建木造住宅の所有者全員の承諾を得た者に限る。）が行うものであること。

(2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断 前号ウ及び次に掲げる全ての要件

- ア 建築事務所に所属する1級建築士、2級建築士又は木造建築士の資格を有する者に委託して行うものであること。
- イ 建築物の所有者（区分所有の建築物にあつては建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体に、所有者が2人以上ある建築物にあつては耐震診断を行おうとする所有者以外の所有者全員の承諾を得た者に限る。）又は建築物の所有者全員の承諾を得た者が行うものであること。

3 第1項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を行った建築物の耐震診断については、補助の対象としない。

（平24告示19・全改）

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 戸建木造住宅耐震診断 8万円（延べ面積が70平方メートル未満の戸建木造住宅の耐震診断にあつては、4万円）
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断 60万円

2 前項の補助対象経費は、当該建築物の耐震診断に要する費用とする。ただし、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断にあつては、建築物の延べ面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額を限度とする。

（平24告示19・全改）

（交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、耐震診断に係る委託の契約を締結しようとする日の30日前までに建築物耐震診断事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（戸建木造住宅耐震診断にあつては様式第2号、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断にあつては様式第3号）
- (2) 承諾書（様式第4号）
- (3) 建築年を証明する書類
- (4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断にあつては、工程表

- (5) 耐震診断費用の見積書
- (6) 位置図
- (7) 住民票
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 登記事項証明書又は建築物の所有者を示す書類
- (10) 区分所有の建築物の耐震診断にあつては、当該建築物の耐震診断を行うことに関する総会等の議事録
- (11) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断にあつては、建築物の配置図、各階平面図、立面図及び各求積図
- (12) 床面積の求積図及び計算表
- (13) 現況写真
- (14) その他市長が特に必要と認める書類  
(平24告示19・平24告示80・一部改正)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

(状況報告及び実地調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、耐震診断の内容について補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）若しくは補助事業者に委託されて耐震診断を行う者に報告を求め、又は職員に調査を行わせるものとする。

(平24告示19・一部改正)

(実績報告)

第8条 補助事業者は、耐震診断が完了した後30日を経過した日又は当該決定を受けた日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、建築物耐震診断事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断にあつては、耐震評価書等の写し
- (3) 耐震診断に係る契約書の写し
- (4) 耐震診断の実施状況を示す写真
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(平24告示19・一部改正)

(関係書類の管理等)

第9条 補助事業者は、耐震診断に係る経費についての収支の事実を明確にした記録その他の帳簿書類を作成し、当該決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(平24告示19・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平24告示19・旧第9条繰下)

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(平24告示19・旧附則第1項・一部改正)

附 則 (平成24年3月26日告示第19号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月28日告示第80号) 抄  
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第61号)

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第70号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。